

2. 昇降機等定期検査業務基準

(基本方針)

第1 定期検査は、建築物及び工作物、その他（以下「建築物等」という。）に設置された昇降機等の性能の維持を図り、その安全性を確保するため検査資格者が行う。

(2) 安全について危惧あるいは疑問がある場合は、別途精密検査を行うか、または改善を行い、安全な状態を維持するよう指導する。

(検査対象)

第2 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機及び遊戯施設を検査対象とする。具体的な対象は、政令、及び、各特定行政庁の建築基準法施行細則による。

(報告の時期)

第3 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機及び遊戯施設については、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で、かつ、前年の報告を行った日の翌日から起算して1年以内の報告とする。

(注) 検査報告済証の有効期間は1年となっている。

(2) 上記の報告書は、検査実施後、書類作成、報告書認印受領、送達等に日時を要するため、原則として有効期限（報告すべき月）内の1か月前より検査を実施して作成したものとする。

(定期検査報告書、検査結果表の様式)

第4 報告書（施行規則第6条第3項）は告示283号、284号通知の検査結果表に基づき、各特定行政庁が定めた様式（別途掲載の報告書作成要領に登録の様式）とする。

(報告書等の提出物)

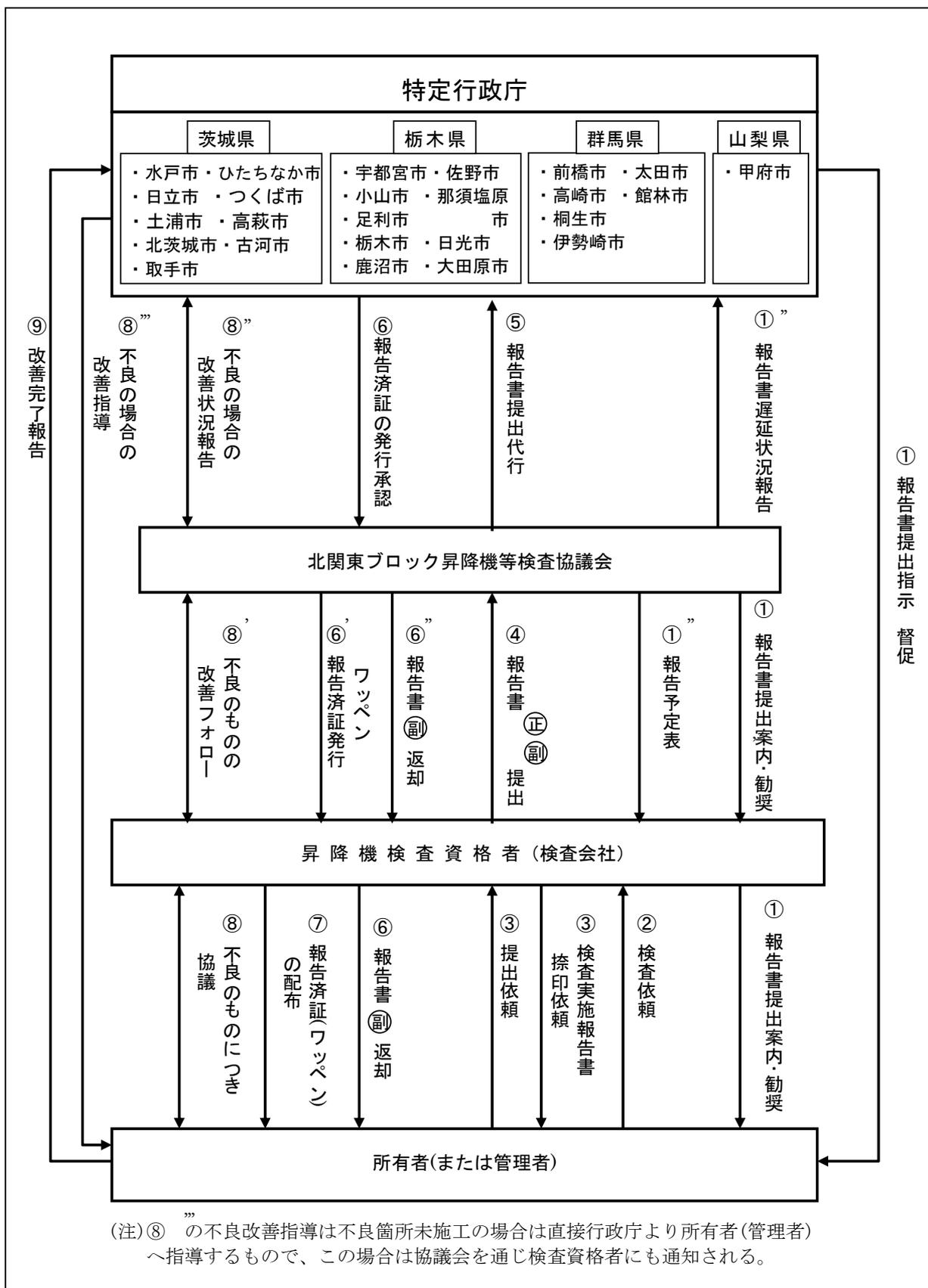
第5 昇降機・遊戯施設関係の定期検査は、定期検査報告書第一面・第二面・第三面・検査結果表・概要書及び添付書類（写真等）を添えて報告する。

定期検査報告書は、昇降機等1台ごとに提出するが、同一建築物、同一敷地内の複数台の報告を同時に行う場合、号機毎に第二面・検査結果表・添付書類（写真等）の内容を記入し添付のうえ報告する。又、概要書は第一面、指摘なし以外該当台数分の第二面を添付する。

(検査)

第6 定期検査は、昇降機の検査標準「JIS-A4302」、遊戯施設の検査標準「JIS-A1701」及び「昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書」を参考に行う。

2. 1 定期検査報告書の経路図



2. 2 定期検査報告済証の発行基準

昇降機等の定期検査報告書が当協議会の規定ルートで提出され、検査結果表の各項目が「指摘なし」「要是正（既存不適格）」「要重点点検」の場合は、合格と判定して定期検査報告済証を直ちに発行する。

但し、「要是正」判定のものは、定期検査報告済証の発行を見合せ、整備確約書、整備完了届が提出され不良項目が改善されたことを確認の上、発行するものとする。

2. 3 整備確約書、整備完了届の取扱い基準

「要是正」判定の場合には、下記する整備確約書、整備完了届を、それぞれ当協議会経由で特定行政庁へ提出しなければならない。従って、その間定期検査報告済証は発行されない。

- (1) 整備確約書は検査完了後早期に所有者・管理者と改善予定を検討し、確認次第、正副各1部提出すること（原則2ヵ月以内とする）。この完了予定期日は検査完了後3ヵ月以内を目途とし、所有者・管理者との打合せで確認した日付を必ず明記すること。

尚、やむを得ない理由でこの期間を超える場合は、その理由を備考欄に記入すること。

- (2) 整備確約書記載の修理が完了したときは、速やかに整備完了届（改修前・改修後の写真添付）を提出（正副各1部）すること。
- (3) 整備確約書の完了予定期日を経過しても、何らかの理由で修理が完了しないものは、検査資格者がその旨当協議会へ連絡し、当協議会が特定行政庁に報告して、直接特定行政庁から所有者（又は管理者）へ勧告状を発送して貰うものとする。
- (4) 整備確約書・整備完了届は、当協議会経由で特定行政庁へ提出するが、特定行政庁から所有者に勧告状が提出された物件は、直接特定行政庁宛提出のこと。
また、当協議会へもその（写）を送付のこと。